

令和3年7月14日

記者発表

「飲食店感染拡大防止対策助成金」について

県内飲食店に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県の認証制度に係る店舗の環境整備等に要する経費に対する支援を目的に、予算の範囲内で助成金を支給します。

- 申請期間 令和3年7月28日（水）～令和3年10月29日（金）
- 助成対象 令和3年4月1日（木）から申請日までに購入・設置し、支払いを行った新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要した経費
- 対象者 以下の要件をすべて満たしている必要があります。
 - ① 県内で食品衛生法に基づく営業許可を受け、営業実態がある者
 - ② 中小企業基本法に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
 - ③ 県の定める新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に係る認証制度で飲食店の認証を受けた店舗を有する事業者、又はカラオケボックスの認証を受けた店舗を有する事業者なお、上記対象者において、認証済店舗ごとに要した経費が対象となります。
- 助成率 助成対象経費の4分の3以内（千円未満切捨て）
- 助成額 1店舗当たり上限30万円
 - ※申請は1事業者1回限りで、対象経費6万円（消費税及び地方消費税を除く）以上で申請してください。
 - ※複数の対象店舗を有する場合は、1回の申請で対象店舗分をまとめて記載の上、申請してください。

■ 対象経費

県が助成対象と認める感染症拡大防止対策に必要な備品等で、令和3年4月1日から申請日までに購入・設置し、支払いがなされたもの。

（例）消毒液、非接触ディスペンサー、足踏み式消毒スタンド、間仕切り（アクリル板や防護スクリーン等）、サーキュレーター、網戸、換気扇、サーモグラフィカメラ、エアコン、空気清浄機、二酸化炭素濃度測定器、加湿器、湿度計等

※エアコン及び空気清浄機は、抗ウイルスに効果が認められる機能を備えた製品に限ります。

※消毒液等の消耗品のみの申請はできませんので、他の備品等を併せて申請してください。

※消毒液等の消耗品については、1店舗当たり3万円（消費税及び地方消費税を除く）を超える申請はできません。

（計算例）

消耗品（消毒液）3万円（上限）＋備品（アクリル板）3万円＝6万円
助成額＝6万円×3/4＝4万5千円

※県内市町村から同様の目的で補助金を受けている場合（見込みを含む）も申請は可能です。ただし、本助成金額については、調整させていただきます。

■ 申請について

申請窓口や申請方法等、申請の詳細については、7月28日までに改めてお知らせいたします。

なお、本助成金は新型コロナウイルス感染拡大予防対策にかかる認証制度の認証取得後に申請する制度になります。

※参考 県の認証を受けると交付される認証マーク



■ 問合せ窓口

＜県の定める新型コロナウイルス感染拡大予防対策にかかる認証制度＞

和歌山県危機管理局

電話 073-441-2271

※電話受付時間 平日9時から17時45分まで（土・日・祝日休）

認証制度についての詳細（県 HP）

URL：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207294.html>

＜助成金に関すること＞

和歌山県支援本部相談窓口

電話 073-441-3301

※電話受付時間 平日9時から17時45分まで（土・日・祝日休）

※7月28日までにコールセンター専用窓口を改めてお知らせします。

問い合わせ	
県商工観光労働総務課	庄司・西山（2724）
県商工振興課	石橋・高垣（2740）